

令和3年9月21日

保護者のみなさま

貝塚市教育委員会  
教育長 鈴木 司郎  
貝塚市立第三中学校  
校長 荒木 規夫

### 学校園における新型コロナウイルス感染拡大防止に係るご協力のお願い

初秋の候、保護者の皆様には、本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

2学期が始まり、学校園においては新型コロナウイルス感染が拡大した様々なケースが報告されています。学校園での感染を断つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要です。一人ひとりの行動が新型コロナウイルス感染症から自分を守り、家族を守り、周りの人を守ることにつながります。

つきましては、下記のような場合に該当するときには、無理をさせず、登校を控えていただきますよう、保護者の皆様には改めてご理解ご協力をお願い申し上げます。

なお、このような理由で学校を休んだ場合は、欠席とはせずに「出席停止」といたします。

また、今後、文部科学省や大阪府から新たな通知等がありましたら、内容を見直すことがあります。その際は、改めてお知らせいたします。

#### 記

#### 園児児童生徒本人が登校を控えていただく場合及び期間

**(1) 本人及び同居のご家族が新型コロナウイルスに感染した場合**

(期間) 保健所が指定した期間

**(2) 本人及び同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合**

(期間) 体調が回復するまでの期間

**(3) 本人及び同居のご家族が濃厚接触者となった場合**

(期間) 本人の場合は、保健所が指定した期間

同居のご家族の場合は、PCR検査結果が出るまでの期間 (結果が陰性の場合)

**(4) 本人及び同居のご家族が検査対象者(※1)となった場合**

(期間) 本人の場合は、PCR検査結果が出るまでの期間

同居のご家族の場合は、PCR検査結果が出るまでの期間 (結果が陰性の場合)

お子さま本人や同居のご家族が上記の(1)～(4)に該当した場合は、学校園までご連絡をお願いします。

(※1) 検査対象者とは、濃厚接触者ではないが、念のためにPCR検査を受ける者

令和3年9月21日

保護者のみなさま

貝塚市教育委員会  
教育長 鈴木 司郎  
貝塚市立第三中学校  
校長 荒木 規夫

## 新型コロナウイルス感染症が確認された場合の臨時休業の基準について（お知らせ）

初秋の候、保護者の皆様には、本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、学校園で園児児童生徒や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の臨時休業の基準を次のとおりとしますので、お知らせします。

### 臨時休業の判断基準について

#### 保健所による調査が終わるまで

学校園で感染者が判明した場合は、保健所が濃厚接触者を特定するための調査を行います。この調査が終わるまで、感染が広がっている可能性のある学級を臨時休業とします。保健所の調査で濃厚接触者や検査対象者に認定されましたら、PCR検査を受けていただきます。その際、検査の候補者としてお子さまの情報を保健所に提供することとなりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。なお、小中学校の場合、保健所と相談の上、感染者が所属する部活動に参加している児童生徒が出席停止となる場合があります。

#### 学級内で感染が広がっている可能性が高い場合

保健所による調査で次のいずれかに該当する場合は、臨時休業（学級閉鎖）を延長します。臨時休業の延長期間は、7日程度を目安に感染の状況を踏まえて判断します。

- ①同一の学級において、同時期に複数の感染者が確認された場合（保健所が必要と判断した場合）
- ②感染の状況により貝塚市教育委員会と保健所が必要と判断した場合

#### 学年閉鎖・学校（園）閉鎖の判断基準について

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年を閉鎖します。また、学校園内でのクラスターの発生や複数の学年を閉鎖するなど、学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校園全体を閉鎖します。校内で感染拡大防止対策の為、臨時休業を実施する場合があります。